

○高山村農業振興基金貸付条例施行規則

平成23年3月10日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、高山村農業振興基金貸付条例(平成23年高山村条例第2号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの要件)

第2条 村長は、次の各号の要件を満たす者に対して高山村農業振興基金(以下「基金」という。)を貸付けるものとする。

- (1) 村内に住所を有し、新たにりんどうの栽培に取り組む者
- (2) りんどうの栽培に対し、今後も継続的に取り組む姿勢のある者
- (3) 貸付申請時において村税及び公共料金等に滞納がない者

(借受申請及び貸付決定)

第3条 前条の基金の貸付けを受けようとする者(以下「借受者」という。)は、基金借受申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請を受理したときは、高山村農業振興基金貸付審査会(以下「審査会」という。)の意見を徴して、貸付けを決定し、貸付決定書(様式第2号)により申請者に通知する。

(保証人)

第4条 前条の申請には、連帯保証人1人を立てなければならない。

2 連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を備える者で借受者と連携して貸付金返還の責任を負うものとする。

- (1) 本村に住所を有する者
- (2) 借受者とは別に生計を営む者
- (3) 村税又は固定資産税年額3万円以上を納付している者
- (4) 村税又は公共料金等に滞納がない者

(審査会)

第5条 条例で定める、審査会の委員は、次の中から村長が委嘱する。なお、委

員の定数は5名以内とする。

- (1) 高山村議会
- (2) 高山村農業委員会
- (3) あがつま農業協同組合
- (4) 学識経験者

- 2 委員の任期は3年とし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 審査会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定め、その任期は委員の在任期間とする。
- 4 会長は、審査会を代表し会務を総理し、副会長は会長事故あるときその職務を代理する。
- 5 審査会は、村長の要求又は必要に応じて会長がこれを招集する。
- 6 審査会の会議は、出席委員の3分2以上の同意により決定する。尚、やむを得ない事由があるときは、持ち回りによる書面審査を行うことができる。

(貸付金の請求)

第6条 借受者が貸付金を請求しようとするときは、請求書（様式第3号）に借用書（様式第4号）を添えて村長に提出しなければならない。

(報告)

第7条 借受者は、貸付資金で行った事業を事業実績報告書（様式第5号）により村長に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日より施行する。